

東労発基0830第14号  
令和元年8月30日

関係団体の長 殿

東京労働局長



### 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から労働基準行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等を見ると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、強化月間の趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と事後措置が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料：事業場の健康診断と事後措置について（別添）

（東京産業保健総合支援センター発行 平成30年度版労働衛生のハンドブックより抜粋）